

健保だより

スタンレー電気健康保険組合

令和2年度 決算のお知らせ

経常収支差引額 2億4,700万円の黒字に

スタンレー電気健康保険組合の令和2年度決算が、去る7月16日に開催された第147回組合会で承認されましたのでお知らせします。

当健康保険組合の令和2年度決算は、収入28億300万円に対し、支出25億5,600万円、経常収支差引額で2億4,700万円となり黒字を計上しました。

コロナ禍による景気の低迷で保険料収入は減少しましたが、医療機関への受診減に伴い医療費も減少した結果、黒字確保となりました。

しかしながら、依然として高齢者医療等への納付金負担は重くのしかかり、当健保組合でも令和3年度予算では赤字を見込んでいます。

このように極めて厳しい状況ではありますが、当健保組合は健保組合ならではの付加給付やきめ細かな保健事業などをご提供すべく、引き続き財政の健全化を目指してまいります。

今春から新型コロナウイルス感染症の予防接種が順次実施されていますが、新型コロナの収束にはまだ時間がかかるものと思われます。

皆さまにおかれましては、受診控えにより病気の早期発見などに影響が及ばないよう、必ず定期



長引く景気低迷で、
解散する健保組合が急増!?

「2022年危機」に先立って
財政危機到来の可能性も…

団塊世代が後期高齢者に到達し始める来年度より、財政悪化で解散リスクにさらされる健保組合の急増が懸念されることから、「2022年危機」として問題となってきました。

しかし、長引くコロナ禍の影響で、すでに多くの健保組合が財政危機に陥っています。健保連（健康保険組合連合会）では、1年早い今年度にも多くの健保組合で保険料率が上昇し、解散が多発する危機的水準となると推計しています。

また、75歳以上の医療費の窓口負担について、年収200万円以上の人を対象に原則1割から2割に引き上げる法改正がありました。しかし、導入時期は2022年10月以降の予定となっており、よりスピーディーな対応が待たれます。

健康診断や特定健診を受診し、基礎疾患のある方や体調不良の際には医療機関を受診するなど、感染症予防とともに積極的な健康管理をお願いいたします。





令和2年度 収入支出決算概要

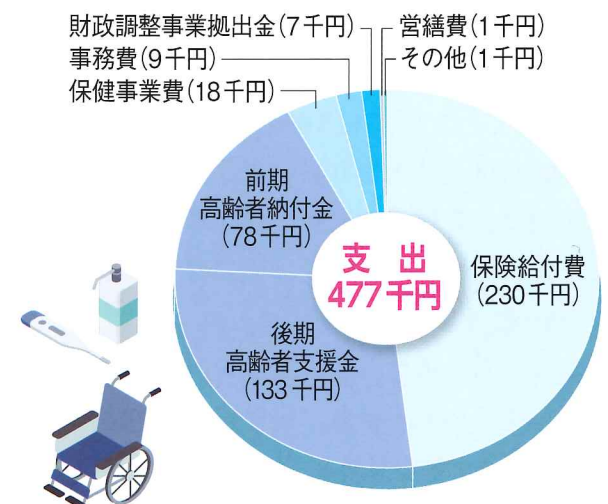
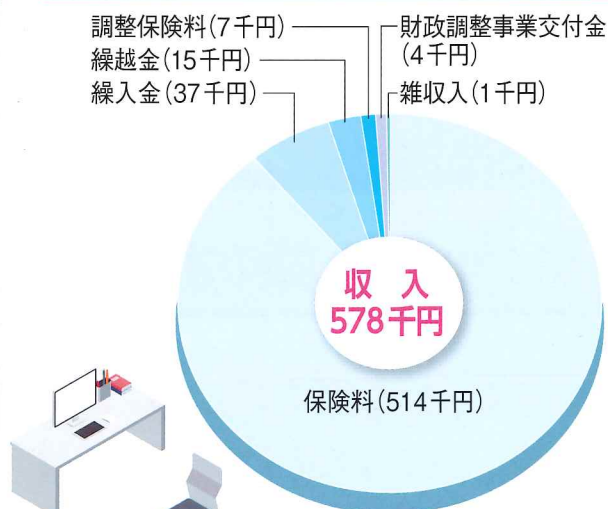
健康保険分

収 入 (百万円)			
保 険 料			2,803
国 庫 負 担 金			0
調 整 保 険 料			41
繰 越 金			82
繰 入 金			200
国 庫 補 助 金 収 入			0
財 政 調 整 事 業 交 付 金			19
雑 収 入			3
合 計			3,148
経常収入合計			2,803

支 出 (百万円)			
事 務 費			50
保 険 給 付 費			1,254
法 定 給 付 費			1,201
付 加 給 付 費			53
納 付 金			1,152
前 期 高 齢 者 納 付 金			426
後 期 高 齢 者 支 援 金			726
そ の 他			0
保 健 事 業 費			98
還 付 金			0
財 政 調 整 事 業 抛 出 金			41
連 合 会 費			0
営 繕 費			2
雑 支 出			2
合 計			2,599
経常支出合計			2,556

決 算 残 金	549百万円
経常収支差引額	247百万円

被保険者1人当たりで見ると



介護保険分

収 入 (百万円)			
保 険 料			381
繰 越 金			6
繰 入 金			30
雑 収 入			1
合 計			418

支 出 (百万円)			
介 護 納 付 金			389
介 還 付 金			0
積 立 金			0
合 計			389
決 算 残 金	29百万円		

組合現況

令和3年3月末現在



- 被保険者数 5,299人 (男性 4,403人、女性 896人)
- 平均年齢 42.6歳 (男性 43.3歳、女性 38.9歳)
- 平均標準報酬月額 366千円 (男性 384千円、女性 273千円)
- 総標準賞与額 (年間合計) 7,479百万円
- 健康保険料率 (調整保険料率含む)
1,000分の90 (事業主 1,000分の45、被保険者 1,000分の45)
- 介護保険料率
1,000分の18.6 (事業主 1,000分の9.3、被保険者 1,000分の9.3)

健康保険証の更新について



当健康保険組合では、本年10月末に健康保険証の有効期限を迎えることから、更新を行います。

任意継続被保険者（記号 99）の方は対象外ですので、更新しません。

保険証の 主な変更点

◆保険証の番号が個人単位に変わります。

2021年10月から、医療機関を受診する際に健康保険の資格をオンラインで確認できる「オンライン資格確認」の運用が開始されます。

これに伴い保険証の番号が個人単位に変わります。

新しく始まった保険証のオンライン資格確認とは、マイナンバーカードのICチップや健康保険証の記号・番号を使って、患者の健康保険の資格情報を医療機関で即座にオンラインで確認できるようにする仕組みのことです。

確認をお願い いたします

◆新保険証の記載内容（氏名・生年月日など）。

◆被扶養者がいらっしゃる方は、該当する被扶養者分が同封されていること。

◆カード裏面の住所欄は、自分で記入してください。

記入後住所変更があれば自分で訂正してください。

旧保険証の 返却は不要です

◆ハサミ等で切り込みを入れ、使用できない状態にしてから破棄してください。

◆旧保険証の返却は不要です。

新しく発行される 保険証から

個人単位化

健康保険 被保険者証		令和00年00月00日 交付	
記号	1234	番号	1234567 00
氏名	〇〇〇〇 〇〇		
生年月日	平成 00 年 00 月 00 日		
性別	XX		
認定年月日	平成 00 年 00 月 00 日		
被保険者氏名	〇〇〇〇 〇〇〇		
事業所名称	XXXXXXXXXXXXXX		
保険者番号	0 0 0 0 0 0 0 0		
保険者名称	XXXXXXXXXX 〇〇支部		
保険者所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇-〇		

記号
1234
番号
1234567
枝番
00

枝番が追加されることで被保険者、被扶養者のそれぞれ個人ごとに異なる特有の番号となります。保険証の番号が個人単位になるため、個人を識別できるようになります。

個人ごとに異なる特有の番号



被保険者 被扶養者1 被扶養者2

ジェネリック希望シールを 活用しましょう

新しい保険証がお手元に届きましたら、「ジェネリック希望シール」を貼りましょう。診察券やお薬手帳にもご利用ください。

健康保険 被保険者証		令和00年00月00日 交付	
記号	1234	番号	1234567 00
氏名	〇〇〇〇 〇〇		
生年月日	平成 00 年 00 月 00 日		
性別	XX		
認定年月日	平成 00 年 00 月 00 日		
被保険者氏名	〇〇〇〇 〇〇〇		
事業所名称	XXXXXXXXXXXXXX		
保険者番号	0 0 0 0 0 0 0 0		
保険者名称	XXXXXXXXXX 〇〇支部		
保険者所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇-〇		

ココに
シールを
貼ろう

被扶養者に異動があったら
「被扶養者（異動）届」をご提出ください

異動のあった日から5日以内に「被扶養者（異動）届」を提出してください。
被扶養者でなくなったときは、該当者の保険証を返却してください。
【異動の例】結婚、離婚、死亡、出生、就職など

知って納得!

健康保険

健康保険の被扶養者って家族のこと？

健康保険の被扶養者になると被保険者と同様の給付を受けられます。

ただし、家族なら誰でも被扶養者になれるというわけではなく、被保険者との続柄や生計維持の関係、年間収入などに基づき保険者の審査を受ける必要があります。



家族＝被扶養者ではない？ 被扶養者になるための要件

健康保険の被扶養者とは、被保険者の収入で生計を維持している扶養家族で、被保険者の3親等内の親族のことです。被保険者との続柄により、被扶養者として認められるためには同居が条件になる親族もいますので、下図で確認しましょう。ただし、家族として同居していても、要件を満たしていなければ被扶養者としては認められません。

原則、国内居住者に限られますが、留学中の学生など、一時的に海外で暮らしていても、生活の基礎が国内にある場合は、被扶養者の資格が認められます。

生計維持の基準は、①被保険者と同居していて、年間収入が130万円未満かつ月収108,334円未満（60歳以上または障害者の場合は年間収入180万円未満かつ月収15万円未満）であり、かつ被保険者の年間収入の2分の1未満であること ②被保険者と別居している場合は、被扶養者の年間収入が130万円未満かつ月収108,334円未満（60歳以上または障害者の場合は年間収入180万円未満かつ月収15万円未満）であり、かつ被保険者からの仕送り額（援助額）より少ない場合であることです。なお、同居・別居にかかわらず、75歳以上（寝たきりなど一定の障害がある場合は65歳以上）の人は、後期高齢者医療制度の被保険者となるため、健康保険の被扶養者にはなりません。

被扶養者の要件を満たしている場合、証明書類などを添えて保険者（健保組合や協会けんぽなど）に「被扶養者（異動）届」を提出します。審査の上、被扶養者として認められれば、被保険者と同様の給付を受けられます。被扶養者が何人いても、被保険者が負担する保険料額は変わりません。

夫婦共働きの同一世帯では 被扶養者の認定基準が変更

令和3年8月1日以降、「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定」の取り扱いが以下のように明確になりました。

- ①被扶養者の人数にかかわらず、被保険者の年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の見込み収入などから、今後1年間の収入を見込んだもの）が多い方の被扶養者となります。
- ②夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、届け出により、主として生計を維持する方の被扶養者となります。
- ③夫婦の一方が国民健康保険の被保険者である場合は、被用者保険の被保険者については年間収入を、国民健康保険の被保険者については直近の年間所得で見込んだ年間収入を比較し、いずれか多い方を生計を維持する者となります。

夫婦共働きなどで、同じ世帯に健康保険の被保険者が複数いる場合、扶養家族がどちらの被扶養者となるか、確認しておきましょう。

被保険者の3親等内の親族とは

